

## 岐阜県有料老人ホーム設置届等事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「規則」という。）、岐阜県老人福祉法施行細則（昭和38年岐阜県規則第109号。以下「細則」という。）及び「岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針」（平成19年7月31日付け高第316号。以下「指針」という。）に規定する有料老人ホーム設置届等の手続きに関し、必要な事項を定める。

### (市町村長との事前協議)

第2条 有料老人ホームを設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）は、有料老人ホームの設置計画について、設置を予定している市町村（以下「設置予定市町村」という。）における介護保険事業計画との整合性等有料老人ホームの設置のために必要な調整を図るため、設置予定市町村と協議を行うものとする。

### (知事との事前協議)

第3条 設置予定者は、前条の規定により設置予定市町村との協議が終了した後、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認（以下「建築確認」という。）を申請するまでに、知事に対し、別記第1号様式による事前協議書1部を提出し、有料老人ホームの設置運営計画に係る事前協議を行うものとする。

- 2 既存施設を活用し、その建物を改修することにより有料老人ホームとしての用途に変更しようとする設置予定者は、建築基準法第87条の規定による用途の変更を申請する前までに、前項に定める協議を行うものとする。
- 3 知事は、前2項による事前協議書の提出を受けたときは、別記第2号様式により設置予定市町村長に対し意見書の作成を依頼し、設置予定市町村長は、当該協議に係る意見を文書にて回答するものとする。
- 4 知事は、第1項又は第2項により設置予定者から提出された事前協議書の内容について、法、規則、細則及び指針（以下「法令等」という。）に定める要件を具備し、前項に定める設置予定市町村長の意見書においても設置に問題がないものと認めるときは、事前協議を了承した旨を別記第3号様式により設置予定者に、別記第4号様式により設置予定市町村長にそれぞれ通知する。

### (事前協議終了後の変更協議)

第4条 前条第4項の通知後に事前協議内容に変更が生じたときは、設置予定者は直ちに設置予定市町村と変更協議を行い、当該変更協議終了後に、別記第5号様式による有料老人ホーム事前変更協議書1部を知事に提出するものとする。

- 2 知事が前項による事前変更協議書の提出を受けたときの取扱いは、前条第3項を準用する。
- 3 知事は、第1項により設置予定者から提出された事前変更協議書の内容について、法令等に定める要件を具備し、設置予定市町村長の意見書においても設置に問題がないものと認めるときは、事前変更協議を了承した旨を別記第3号様式により設置予定者に、別記第4号様式により設置予定市町村長にそれぞれ通知する。

### (設置届)

第5条 設置予定者は、施設の新築等により建築確認が必要である場合は建築確認後、施設の譲渡等により建築確認が必要でない場合は建物取得後速やかに、細則第18条第1項に定める細

則別記第23号様式により、設置届正副2部を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の設置届を受理したときは、その旨を別記第6号様式により設置予定者に、別記第7号様式により設置予定市町村長にそれぞれ通知するとともに、健康福祉部高齢福祉課長（以下「課長」という。）は、前項により提出された設置届の副本1部を添えて別記第8号様式により設置予定市町村を所管する岐阜地域福祉事務所長又は県事務所長（以下「県事務所長等」という。）に通知する。

（設置届受理後における事前変更協議）

第6条 知事が前条第2項による設置届を受理した旨を通知した日以降に、有料老人ホームの設置者（以下「設置者」という。）が定員の増加を伴う事業内容の変更又は介護保険事業計画の観点からの整合性を図る必要のある事業内容の変更を行おうとするときは、設置者は、当該有料老人ホームが所在する市町村と事前変更協議を行い、当該事前変更協議終了後に、別記第5号様式による事前変更協議書1部を知事に提出するものとする。

- 2 知事が前項による事前変更協議書の提出を受けたときの取扱いは、第3条第4項を準用する。

（変更届、廃止届又は休止届）

第7条 設置者は、法第29条第2項に定める有料老人ホーム事業の変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、細則第18条第2項に定める細則別記第24号様式により、変更届1部を知事に届け出なければならない。ただし、前条第1項に定める事項について変更が生じるときは、正副2部を届け出ることとする。

- 2 設置者は、有料老人ホーム事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、細則第18条第3項に定める細則別記第25号様式により、廃止届又は休止届1部を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前2項の届出を受理したときは、その旨を別記第9号様式により設置者に通知するとともに、課長は、別記第7号様式により設置市町村を所管する県事務所長等に通知する。なお、知事は、第1項ただし書きの届出を受理したときは、その旨を別記第8号様式により設置市町村長にも併せて通知する。

（開設後の報告等）

第8条 設置者は、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成30年3月30日付け老高発0330第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）に定めるところにより、設置市町村を所管する県事務所長等に対し、毎年7月31日までに、次の各号に定める関係書類を各2部提出しなければならない。

- (1) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
  - (2) 設置者が他業を営んでいる場合には、他業に係る前号の関係書類及び親会社がある場合には、当該親会社の業務に係る前号の関係書類
  - (3) 役員及び施設長に変動があった場合には、当該役員等の履歴書及び役員名簿
  - (4) 毎年7月1日現在における重要事項説明書
- 2 設置者は、少なくとも3年ごとに事業収支計画を見直し、前項第1号の財務諸表との乖離がある場合は、その原因、対処方針等を設置市町村を所管する県事務所長等に報告するものとする。

（その他）

第9条 この要領の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式	有料老人ホーム事前協議書
別記第2号様式	有料老人ホーム設置に係る事前（変更）協議書添付の市（町村）意見書の作成について（依頼）
別記第3号様式	有料老人ホームの設置に係る事前（変更）協議について（通知）
別記第4号様式	有料老人ホーム設置に係る事前（変更）協議について（通知）
別記第5号様式	有料老人ホーム事前変更協議書
別記第6号様式	有料老人ホームの設置について（通知）
別記第7号様式	有料老人ホームの設置（変更・休止・廃止）について（通知）
別記第8号様式	有料老人ホームの設置（変更・休止・廃止）について（通知）
別記第9号様式	有料老人ホームの変更（休止・廃止）について（通知）